

第4回議員報酬等に関する在り方調査会会議録（概要）

(大森座長)

ただいまから、「第4回議員報酬等に関する在り方調査会」を開催します。

今日は、他のところも参考にしまして、議員報酬の算定方式等について少し検討に入つてみたらどうかということで、いくつか関係資料もご提示しています。

そして、午前中はこの調査会を、午後は議員さんたちのヒアリングと一緒にさせていただく予定でございます。よろしくお願ひします。

それではまず、最初の資料の説明をしていただきますか。

(事務局)

資料説明

資料1－1

資料1は「議員活動実態アンケート調査」の関係です。

資料1－1のほうは「アンケート調査結果の分析」ですが、前回（第3回）の調査会において、政務活動の時間も含めた素集計という形で提出をいたしました。

その際の委員協議において、私的活動を除いてはどうか、先行議会の例も参考に分かりやすく分類する、1日8時間で割ってフルタイムで何日分の活動に相当するのかを示すといったようなご意見をいただいたところでございます。

そこで、対象といたしました総時間5,475時間から、「私的活動」という回答がありました1,264時間を除きました4,211時間を対象に、一定の考え方で分類をいたしました。

それを「三重県議会の公的支援」という観点で議員活動の内容を分類し、着色したものが図1－1でございます。

資料1－1の1ページの説明文の三段落目に記載しましたとおり、地方自治法や条例、会議規則に基づきまして、職務を行うために要する費用の弁償を行うこととしている活動というのがございます。その活動には、普通、事務局職員がその補佐に従事しておりますので、経済的、人的な公的支援と見られます。

また、政務調査費の交付に関する条例などによりまして政務調査費制度を運用しておりますけれども、その議員の調査研究に必要な経費には政務調査費が充当され、経済的な支援、座長のお言葉で言いますと「公費支給」ということになるかと思いますが、公費支給がなされております。こうした公的支援がある活動につきましては、緑色で表示をいたしております。

1 ページの最後に記載いたしましたけれども、議員選出の監査委員などは、議会からの費用弁償ではございませんけれども、別途費用弁償がなされておりますので、公費支給があるということで、緑色で表示をいたしております。

続きまして、2 ページ説明の 2 段落目までは政務調査費充当の適否の関係から、内容によって分類が変わり得るものとして、黄色で表示した部分の説明を書かせていただいております。比較的活動時間の長いものとして行事出席などがあるのですが、全国都道府県議会議長会が示した例によると、その行事出席が、単に挨拶やテープカットだけの場合は、政務調査費の充当に適さないということとなっており、三重県のガイドラインにもそのことを記載していますので、分類番号の 14、15、16 の行事の関係ですが、それは出席いただいた行事の中での活動内容によって、政務調査費の充当の可否が変わることから、この場では黄色で表示をいたしております。また、「19 会派活動」、「22 その他」につきましても、その内容次第ということで黄色の表示をいたしました。

なお、「17 政党活動」、「18 後援会活動」、「20 選挙運動」などは、明らかに費用弁償や政務調査費の対象にならない活動として、白色で表示をいたしております。

続きまして、2 ページの中央よりやや上のゴシック体にしたところでございますが、前回、先行した自治体議会の例ということで、会津若松市議会が挙げられておりましたので、会津若松市議会の考え方を参考に分類したもの説明でございます。

会津若松市議会が行った検討の最終報告は、本日、資料の 3-1 として、かなり大量なものですが、お配りをしております。

会津若松市議会では、議員報酬の検討にあたり、議員活動を公務性の観点から検討、分類をされております。その結果、本会議・委員会における議員活動を領域 A、協議・調整の場における議員活動を領域 B、そして領域 A 及び領域 B に付随する議員または会派活動を領域 C、市民から受ける各種相談、区長会など各種団体への出席等、市主催行事への参加というものを領域 X というふうに規定しております。このように、会津若松市議会では、議員活動を決め、それにどれぐらいの時間をかけているかという調査、検討が行われたとすることでございます。

三重県議会が実施した、私的活動も含めた活動実態の調査とは異なっていますけれども、その考え方を参考に分類して着色したものが 3 ページの図 1-2 でございます。

会津若松市議会で言う領域 A につきましては、地方自治法に規定のあるものでござりますので、三重県議会の調査による「1 本会議」、「2 委員会」、「4 議員派遣」、これは考え方が

一致するということで、緑色で表示をしております。同様に、議会基本条例や会議規則に位置付けのある領域Bは、三重県議会の調査による「3 条例等会議」に一致するということで、こちらも緑色で表示をいたしました。ただ、領域Cは、領域A及びBに付随する活動ということなのですが、三重県議会の実態調査で言うところの「8 議会付隨用務」というのは、その内容が「質疑・質問の準備等」となっておりましたので、これは一致すると判断して、緑色で表示をいたしております。

それから3ページ、領域Cのところの2段落目に記載しましたとおり、会津若松市議会では領域A及びBに付隨する活動として、例えば本会議の準備としてどのような活動が必要になるのかといったことを細かく特定していきまして、政務調査費活動というのは、一般質問の準備のための調査研究として領域Cに含めております。一方、三重県議会におきまして、政務調査費を充当して行う活動というのは、一般質問の準備だけに限定されておりませんので、会津若松市議会の範囲と一致するかどうか明確でないものとして、「6 その他会議」、「9 報告座談会」、「10 現地調査・視察」、「11 会合・聴取」、「13 研修・講演会」などは黄色で表示をいたしました。

同様に「19 会派活動」も一致するかどうか明確でないことから黄色で表示しております。それから、領域Xのうち、「市民から受ける各種相談、区長会など各種団体への出席」につきましては、三重県議会における調査の「12 陳情・要望」、「15 公的行事（県を除く分）」、「16 その他」というものが該当すると考えられますが、団体意思の決定、監視、政策形成などを行うために必要となるかどうか、その活動内容によって分類が変わり得るものとして、黄色で表示しました。

それから、領域Xの「市主催行事への出席」につきましては、「14 公的行事（県主催のもの）」ですけれども、これに相当するということで、緑色で表示をいたしております。

会津若松市議会が議員活動の範囲として初めから挙げておりません「正副議長公務」などは白色で表示をいたしました。

4ページに行っていただきまして、4ページの中頃から下のほうに、両者の考え方による色領域の一致、不一致というものをどのような活動内容かということとともににお示しをしております。

それから、5ページのグラフが日数換算でございます。これは前回の議論に忠実に、フルタイムの1日労働を8時間として割ってみたものですけれども、そこにも記載しておりますとおり、もともと議員の1日を15時間で記入をしていただいたものでございますので、

365 日を超えることから、この日数では議論を進めさせていただくことはできないと考えられますので、6 ページから日数換算の案をいくつかお示しをしております。

まず 6 ページの案 1 でございますが、すべての活動時間を 1 日 15 時間で割ってしまう方法で、その結果と数字をグラフで示しております。この方法による日数換算のメリットとしましては、現在の集計結果と言いますか、議員のほうにお書きをいただいた実態の内容、これをそのまま反映する形で使用できるという点が挙げられます。デメリットと言いますか、1 日の基準が 15 時間となってしまうので、社会通念上妥当と思われるフルタイム労働、1 日 8 時間から大きく乖離してしまうという問題がございます。逆に言いますと、議員の活動 1 時間は、15 分の 1 日に換算されてしまうということになると思います。

次に、案 2 ですけれども、これはちょっと説明が不足していて申し訳ないのですが、1 日の活動内容分類によって、私的活動日と私的活動以外の日に分ける方法でございます。私的活動を除く活動時間が社会通念上妥当と思われる 8 時間に達しない日は、議員としての活動のない日と見なしてしまって、それを年間日数から除外してしまうということになります。その上で、私的活動以外の活動日数を求めるのですけれども、私的活動以外の活動時間の比率によって活動日数を按分したというものです。ただ、そのためには、平均によって議員活動の時間数を出す前の実データ、議員の皆さんから提出いただきました調査票個票をもう一度数え上げる必要がございます。

どのようなやり方をしたかと申しますと、実際の作業なのですが、もう一度その個票を見直しまして、議員の 1 日の活動の中に、今回の調査で言いますと 3 マス、つまり 9 時間になるわけですが、3 マス以上、「私的活動」である 21 が入っている日、この日を除外していくというやり方を取りました。

この方法のメリットといたしましては、1 日の労働時間は 8 時間とするという社会通念に沿っているということが言えますけれども、1 日 8 時間以上の活動のある日の活動内容というのは、15 時間を基準とせざるを得ないという状況でございます。さらに、実際の作業結果をここにお示ししましたとおり、調査対象日が 1,645 日になるわけですけれども、1 日 9 時間以上私的活動があった日は 189 日で、365 日に換算すると 42 日に相当します。42 日間で私的活動時間が 1,264 ありましたので、これを消し去るためには 1 日が 30 時間を超えるという、これは作業をしてみないと分からない結果だったのですが、そういう私的活動の動き方はちょっとおかしいであろうということで、これは作業の結果としてお示しをいたしております。

次に7ページの、案3でございますが、今回、調査の対象といたしました朝の6~9時の時間帯におけるすべての活動時間を集計対象から除外して、残ったものを12時間で割って日数に換算するという方法でございます。

この方法のメリットと言うと、一般に社会的な活動が始まると思われる時間帯からの集計となるということと、1日の労働時間は8時間とするという社会通念に少し近づく、と言いましても、その1日の基準が12時間ということは、社会通念で言うところの8時間の1.5倍あるわけなのですが、若干近づくということでございます。

一方、デメリットといたしましては、実際に議員としての活動があった時間まで集計から除外してしまうということがございます。これにつきましては、前回提出資料に1~2というのがございましたが、そこの6ページに朝の6~9時の活動の時間帯というものを付けておりましたので、後ほどご確認していただきたいと思いますが、「10現地調査・視察」だとか、「8議会付随業務」など、議員としての活動時間も集計から除外してしまうということになります。

この方法による試算結果を数字とグラフでお示しをいたしておりますけれども、これによりますと、私的活動の日数が54日、私的活動以外の日数が311日ということになっております。

続きまして8ページの案4でございますが、朝の6~9時における活動時間帯とともに、18~21時における活動時間のすべてを集計から除外し、残ったものを9時間で割って日数換算するというものでございます。

この方法のメリットは、一般に社会的な活動が行われると思われる時間帯の集計の上に、また1日の労働時間を8時間とする社会通念に極めて近づきます。

また、デメリットといたしましては、実際に議員としての活動があった時間より多く集計から除外してしまうということがございます。18~21時における活動時間数というものは、先ほどお話しました前回提出資料の1~3の8ページにお示しをしておりましたけれども、その6~9時における時間帯の活動に加え、この時間帯における活動時間を除く必要がございます。

この方法による試算結果も数字とグラフでお示しをしておりますけれども、私的活動の日数が37日で、私的活動以外の日数が328日ということになってまいります。

資料 1－2

資料 1－2 は、自由記述の内容別の分類でございます。前回、提出した際にもご説明させていただきましたとおり、記述内容をどのように読み取っていただくかというような分析は、委員の皆さんにお願いすべきことでございますので、その内容から表面的に判別できる範囲で大まかに分類したものでございます。1 ページにはその数を、2 ページ以降には並べ変えた自由記述の全文を付けております。

この後、議員ヒアリングを実施していただきますけれども、その結果も合わせまして議員報酬や政務調査費の在り方の検討のご参考にしていただけるかと思って、分類だけいたしました。

(大森座長)

とりあえずちょっとここで切りましょうか。

いろいろ想定してやってくださったのですけど、一つは議員さんたちの現在の活動実態を何らかの形で反映すべきじゃないかということが前提になっておりますが、たまたま調査をしたこの時期が少し特別な時期でして、本当に今回の調査だけで日数を限定できるかどうか、少し疑問が残っているのですが、大まかに見てどういうふうな考え方でやれば活動実態がうまく反映しているか、どこかで議員さんたちの 1 年間の活動日数が、だいたいどれぐらい活動しているかということが分からないと、なかなかその先に行けないものですから、いろいろ工夫してやっていただいているのですが。

とりあえずアンケートの自由記述については、今日と日曜日にヒアリングする時に参考としていただければ結構ですので、まずこの調査の分析の資料 1－1 について、今、ご報告がございましたが、少し意見を交わしたいと思います。

お気付きの点はございますか。

議員さんは 1 日 8 時間労働だというのは社会通念なのですか。知事さんは、まったくそんな通念の外で生きていますよね。職員の人たちは一応 1 日 8 時間労働が前提になっていますが。公選職についてはそういう限定をしなくてもいい、8 時間以上働いているものだと言っても、もうちょっと極端に言うと、365 日 24 時間いつも待機中であると。ただ、そういう、本当に働いている公費支給対象にできるかどうかは別ですけど、8 時間労働というのはここに適用すべきかどうかがあるとチラッと思うのですけど。どんなものでしょうね。8 時間以上働きたくない人は議員さんになってはいけないと。議員さんというの

れ以上働くものだというふうに考えるのか、やっぱり限りなくは8時間みたいなことを想定して、一応日にちとしては何日ぐらい働いているかということのほうがいいのか、その話。ちょっと悩ましいですけど、どうでしょうね。

(青山委員)

確かに、ちょっと見当がつかないのですけど、例えば工場のラインで働く、そういうタイプの者とそうでない者とあるような感じがするのですよね。それと、こここのところの条件を、案4ということは条件を4通り考えてみるということなのでしょうけど、ここが結構実は大事な問題なような気がするのですが、一般の県民と言うか、普通の勤め人の働き方となるべく近いほうがいいですよね。1日8時間だけ働いて帰って来る人が一体どれぐらいいるかとなると、いないのではないかなど。我々は15時間とか平気で働く時がありますけど、我々の商売は別だとしても、8時間はないだろうなと考えれば、一般の人の働き方というのは統計数字があるのでしょうかね。三重県の有職者が何かの1日の労働時間というのが一体、土・日を除いたとしてどのぐらいあるか、理想的に言えばそれに近い考え方で設定するのが一番みんなの理解が得やすいのかなという気もするのですが。

(大森座長)

一般的に言うと、議員さんは普通の人以上働いていないと思っているのでないですか。あまり実態のことが分からぬから。いろいろ活動しているということは分かるのだけれど、議員さんとして働いているという時間が、8時間も働いていると思っていないのではないか、普通の人たちはそういう誤解を持っているのではないかと思うのですが。

知事さんは、8時間以上働いているとみんな思っている。多分。どうだろうか。そうでもないかな。

(廣瀬委員)

ある知事がそのイメージを変えてくれましたので、だいぶイメージは違っているかも知れません。一般的にはやっぱり首長さんというのは24時間ではないけれども、朝から晩までいろいろな仕事をしているだろうと。儀礼的なものも含めても言うと、ずっと何か仕事をしているのだなというイメージはあるのではないかでしょうか。

(岡本委員)

特に今の三重県知事さんは、当選直後ということもありますけれども、少なくとも伊勢新聞を見ている限りでは、朝から晩までほとんど出ておられるから、ものすごく働いていると思いますよね。

(大森座長)

知事さんは後で出ますけど、ほとんど常勤職扱いになっているのですよ。しかし、あの人に労働基準法は適用されていない。摘発なんか受けるはずないでしょ。知事さんは、常勤職と同じような公費支給を出しているけど、あんたはともかく働きすぎていると。誰が働かせているかよく分からないけど、誰が雇っているか難しいですけど、でも、法の外にいるとは言い切れますよね。

(岡本委員)

特別職は、いわゆる会社で言う、就業規則の対象外。会社でも、役員は就業規則の対象外ですから、いつ来ても帰ってもいいのですけど、だから県議員の方も言ったら就業規則の対象外でしょうね、普通は。多分そういうつもりでやっておられると思いますけどね。

(大森座長)

そうだと思うのですよね。

(廣瀬委員)

議長の場合には、通常の労働時間よりもある意味で裁量的にではあるけれども、大幅に超過してずっと仕事をしているだろうというイメージで見られていて、議員さんというのは、特に三重県議会は違いますけど、一般的な議会で言うと年4回の定例会の時だけ会議に来て、それ以外は仕事をしていないのだというイメージがありますから、そうではない実態をどう示すのが一番現実を伝える意味でいい整理になるか、ですね。

それと政党活動や、あるいは今年は選挙がありましたから、選挙の時に一番有権者から目に付きますから。ただ、選挙の活動そのものは公務じゃないだろうという認識は、やはり県民の方にはあるのが一般的でしょうから、そうでない領域において、県政に係わることでどれぐらいの仕事をしているのかというデータを明確に伝えられればと思うのですね。

(金森委員)

議会改革が進んでいるということ自体が、県民にそれだけ知られていないというようなことだったので、よけい議員がどれだけお仕事に時間を費やしているのかというのは、一般の県民の方たちに理解を求めようと思うのはなかなか難しいのかなというふうに思いましたけれども。

やはりイメージとして、後援会とかさつきもおっしゃった選挙活動というのは、報酬とは違う活動だというイメージを持っておられるのかなというふうに感じます。

(大森座長)

次も議員になるための活動ですからね。それはちょっと全部入れ込むのは無理だと思います。だけど、それもうんと細かく見て行くと、曖昧なところもいっぱいあるのですよね。そのことを通じて現在の議員さんの活動も維持されているということもありますから難しいのですけど、どこかで線を引かないと。一応大筋としてはこのぐらいの活動量ですということを言わないといけないので、これは一応事務方のほうで出してくださっているのですけど。

(青山委員)

いくつかポイントがあるのでしょうけど、15時間で見るのか、12時間で見るのか、9時間で見るのか、どれが一番妥当かというところを一回まず決めなきやいけないということですね。決めて、その公費支給の対象になるのが、報酬なのか政務調査費なのか、その財源は別にしても、公費支給対象にこういう分類でいいかどうかということになるのですよね。

常識的には、6~9時を除外して1日12時間が一番いいのではないかと、直観的な感じがしますけど。

(岡本委員)

それで私も、結果的にこのちょうど私の活動の日数が54日と出ているでしょ。だから週1日休んでいる感じでだいたい合うかなと。答えもだいたい常識的なところに出たかなという感じはしますね。どれが正解というのはないかも分かりませんが、どれがベターかということだろうと思います。

(青山委員)

朝の勉強会をやっている人がいるかも知れないけれど、それは申し訳ないなという感じがしないわけでもないけれど。

(岡本委員)

国会議員は多いんですけど、県会議員はあまり朝食会とか朝の勉強会というのは原則ないのですか。

(大森座長)

18~21時まで除外するのはいかがかという意見が出て来るから、何となく常識的な感じがしないわけでもないですが。

(廣瀬委員)

この時間帯は確かに公務に当たる、あるいはその準備に当たることをさせていたり、あ

と政治活動としても、朝の時間帯に何かということもあるとは思うのですが、それ以外の社会人にとっても、やっぱりここで何か準備をする、勤務時間の後について残業をしているのにつけないとサービス残業ということになりますけど、少し早めに来て仕事の準備のために何かやっておこうというのを心がけてやっているぞと立派な方が世の中にある程度はいらして、そこまで残業時間、超過勤務についているかと言うと、それは違うよという感覚のほうが常識的かなと。

ただ、今度夕方 6~9 時の部分について言うと、そこまでやはり社会的活動が続いているのであれば、それはやっぱり業務として見ないと、そこまでサービスでやれと言うのは、やっぱりそれはそれで正義に反すると言うか、おかしいことじゃないかという辺りで、一方の公務の部分、緑色の部分は外すけど、一方は外さないという違いになりますけど、ある程度割り切りとしては、それはいいのかなとは思いますけれど。

(大森座長)

ちょっと今日、「エイ、ヤー」と決めにくいですでの、とりあえず皆さん方の大きな感触は分かりましたので、もう一度これをどこかで、皆さん方に時間があったら、3 ぐらいかな、1 と 2 と 3 と 4 がありますけど。理由付けも要りますので、もしこうやって実態調査を反映して、これが妥当ではないかというふうに私どもが考えるには少し理由付けが必要ですね。そのことは考えていかなきやいけないのですが。とりあえず今日は、大きな皆さん方のご感触を伺っておけばいいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

では、次にまいりましょうか。次の報告をお願いします。

(事務局)

資料 2

資料 2 は、「特別職に対する公費支給について」ということでございます。

これは、第 2 回の調査会の時に廣瀬先生のほうから、監査委員等充て職に対する報酬についてご発言がありまして、議員の公務に付随する処遇の資料というようなご意見をいたしましたので、今回、議長、副議長、議員、それから知事、副知事に対する公費支給に、議員選出の監査委員の報酬等を加えて一覧にしたものでございます。

議員の政務調査費とか知事・副知事の給料等は、現在、特例によりまして減額がございますので、2 段書きになって多少見にくくなっていますが、とりあえず一覧の表の中に入れまして、金額を表の中に、説明を欄外に記載したものでございます。こういう理由によって今こんな金額になっているということを表の中でご確認をいただければと思います。

それから、本日、座長のほうからお持ちをいただいた資料がございます。一つが「議員報酬に係る交付税措置（平成23年度）」、それからもう一つは、「第6節 特別職常勤給与費単価」ということで、総務省のほうから資料を出していただいたというふうに座長のほうからお伺いしましたが。

(大森座長)

まだ「出していただいた」と言えないの。私の責任で出すと。但し、この資料は非公開資料でないから。公開されている資料だと思いますけど、なかなか手に入りにくいものですから、とりあえず出してもらった資料です。従って、「座長提出資料」として今日提出しました。ちょっと私からご説明します。

実は、今最初にご説明いただいた資料2のほうですが、今後私どもが、特別職には特別職に関する報酬審議会がございまして、ここで審議の対象になっているのはこの議員さんたち、議長、副議長、議員さんですけど、それから知事、副知事、それから実は教育長さんが議会承認人事になっていまして、これも特別職ですので、特別職扱いの常勤職、これが現在の執行機関の三役じゃないかと思うのですね。昔は出納長がいて「三役」と称していましたが、今はなくなって、知事・副知事以外に教育長さんの給与についても記載して、それで検討するということも考えられるのです。今日はちょっとそういうことはございませんが。

執行機関の三役の平均給与をベースにしながらやっていたのは福島町がそうだったと思うのですが、その時は教育長を入れているのです。ですから、教育長を入れて一回考えてみると、ということもやってもいいかなと思っていますけど、若干それは補充することになるかと。この資料2が現在の三重県の実態です。知事・副知事のほうは本則で書いてもらっています。

それで、私の責任で出した資料を見ていただきますと、実はいつでしたか、地方分権推進会議がございまして、推進会議の議事録をめくっていくと、実はこの特別職の報酬問題が議論になったことがございます。その時、その会議のある委員から、選挙で選ばれている特別職について地方交付税措置を外せ、外すべきではないかという議論が出まして、その時に地方6団体側はどういうふうに物を言ったかと言うと、それは良くないと。少なくとも議会について言えば憲法で必置になっているでしょ。両方とも直接選ぶことになっている。どこの自治体でも長と議員さんを置かなきやいけないことになっている。従って、置かなきやいけないような仕事をやってもらう人について、地方交付税の外に置くという

のはおかしいのではないかと言って、それでその段階で議論がありませんで、結局、現状維持のまま置かれました。従って、現在でも地方交付税の措置がなされているということになります。

見ていただくと、まず議員報酬の関する交付税措置が、これは平成23年度ですが、一応、交付税措置をする時に標準団体でやっていますので、170万人ですか、これは鹿児島とかああいうところ、170万を想定すると、議員報酬の単価と170万の議会は53議員でカウントしています。12ヶ月をかけますと1年間でこれぐらいの額が出てくる。

それから、期末手当でも一応地方交付税措置で言えば 1×3.54 、これは1ヶ月分を3.54掛けて、この分だけ期末手当として出すことになっているのですよと、そういう計算になっています。

但し、地方交付税措置をしているということと、この基準に合っていないくてはいけないということはありません。これは一応必ず議会活動なり議員さんは議員活動が必要なので、必要経費は見えていますよという趣旨ですので、従ってこれを基準にして高いとか低いとか一概に議論が成り立ちません。しかし、一応国のほうが責任を持って交付税措置をしているということです。

下が市町村分です。明白でして、都道府県議員さんと市町村議員さんでは明白に差があるということが分かります。最初の議員報酬の単価からして違うということになりますので、国の方の考え方を明確に議会の議員さんたちの報酬は県と市町村は違つていいのだと、そういう解釈になっています。これが最初の表です。

その次は「特別職常勤給与費単価」ですが、この「特別職常勤」と書いてあるのは、これは主として知事・副知事さんのことです。知事さんのことだと考えてください。そうすると、現在の地方交付税の措置は、知事さんは明白に常勤職だと考えている。それでそれはどうなっているかと言うと、本俸があつて期末手当、ここまで議員さんと同じなのですけど、退職手当が出て、基金の負担金が出て、共済組合負担金さえも出ている。これ以外にさまざまな常勤職に出ている手当を出しているところもございますので。しかし、一応これが交付税措置としてはこう出ていますので、従って、知事さんが相当のお給料を年額もらっているということになるわけです。

このうち、退職手当なのですが、退職手当の部分が、これは所得ですので、従って年間計算すると、本俸と期末手当、プラス退職手当を入れて考えるのが通常でして、それ以外に何と共済組合の負担金が出ているということになります。従って、知事さんは明白に

常勤職の扱いになっているということです。4年間知事さんをやると退職金が出るという不思議な制度になっていて、これについてどう考えればいいかということは難しいのですが、私どもが仮にその執行機関の知事・副知事、場合によっては教育長を入れて考える時に、知事さんの公費支給のどこまでを知事さんの支給と考えて、それとの比較で議長さんや議員さんを考える時にどこまで入れるかは、相当大きな議論になります。

もし退職金まで入れて、4年の部分の1年間に割り戻すと、知事さんの公費支給は相当な額になっているわけで、これと比較したら議員さんの報酬は相当小さいものになりますし、従ってこれをちょっと脇に置きつつ、考えないといけないのでないかという、その資料です。

とりあえず重要なことは、地方交付税措置が行われているということを意識しておくべきではないかと思います。

それで私どもは、さつき言いましたように福島町のケースを入れて議論していったらどうかということで、資料がございまして、会津若松については入れ込んでご議論していただきますので、もう一つの福島町について、ちょっと事務方のほうから説明していただきます。

(事務局)

資料 3-1

会津若松市議会「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告書

説明省略

資料 3-2

資料 3-2 の「福島町方式のポイント」でございます。

これは北海道の福島町議会が設置しました福島町議会基本条例諮問会議から出された「議員定数と議員歳費に関する答申」、これは資料 3-4 として全文をお示しいたしておりますが、その答申の中からポイントと思われる部分をまとめたものでございます。

年間活動日数というものを表に表れる日数と、表に表れない日数として整理をいたしております。表に表れないものは、年間回数を想定して算出したというふうにされております。

それから、全国町村議会議長会方式という、議員報酬と首長給与の違い、比率、こういった方式があるようですがれども、これらをはじめとする六つの方式で仮算定をいたしま

して、その結果を議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる等、五つの原則に照らして、適合度の高い方式に絞り込んでいくというような内容でご議論をされたようでございます。

それぞれの算定結果と言いますのは、資料3-4の本冊の12ページあたりに記載されておりますけれども、13ページでは、算定結果とともに、この原則に対する適合度というものが「○×」で示されています。

資料3-2の裏面でございますが、算定結果を吟味した上で課題を抽出し、議員活動日数や基準とする給料月額などを修正するという再整理によりまして、「福島町方式」と言うべき歳費算定方式を決定したというような形のものでございます。

再整理といたしまして、表に表れない活動については2分の1にするとか、先ほどもお話しがありました、基準を町長給料から三役平均給料に変更するとか、それから議長・副議長の算定基準は、実際の活動日数ではなくて役職調整比率で変えていくというようなことがやられたようでございます。

資料3-3

資料3-3は、今年の6月10日、自治日報に載りました新聞記事なのですが、福島町の諮問会議の委員として実際にご活動されました神原勝先生の書かれた記事でございます。

福島町方式の決定理由とか決定経緯等に関する記事でございますけれども、この中では先ほどお話をいたしました五つの原則というものを「五つの視点」というふうな形で表現をされておりますけれども、概ね資料3-2のとおりかなと思っております。

なお、福島町では、この答申を受けて議会で議論し、答申は尊重しつつ、結果に0.9を乗じた金額で歳費月額を変更するという条例改正を行っている形でございます。

(大森座長)

ちょっとこれを見ていただくと、ここでは神原先生の意見もあったのですが、「議員歳費」と言っているのですよ。「歳費」と意図的に使っていて、法律言葉じゃなくて、歳費でいいじゃないかと、「議員歳費」と使っておられます。

それで、今の新聞記事の末尾を見ていただくと、神原先生のご認識は、福島町方式というものは、1、議員の活動日数を正確に把握したこと。2、二元代表の相手方である町長の給与と連動させたこと。3、計算の自動化による客観性、持続性ある方式を加味したことに特

色がある。というご認識です。1と2については自治体によって数値が異なってくることは当然なのだけれども、方式そのものには普遍性があるのでないかというのが、神原先生のご認識です。

この普遍性は、町村議会に普遍的なものなのか、市議会も含むのか、都道府県議会も含むのか、明確ではないのですが、一応こういう方式でやってみたということで、実際の例でございまして、それなりに考えられている方式の一つではないかと考えて、事務方に、少し背景を見ながら検討してもらつたらどうかということで、本日資料としてお示したということです。

ちょっと今のご報告を含めまして、少しこれについて皆さん方のご感触とかご意見を聞かせていただければどうかと思いますが。

青山さんなんかは、新聞のほうから見ていくと、知事さんは常勤職と見えていますか。

(青山委員)

そうでしょうね。常識的に、非常勤だというふうに思っている人はいないと思うので。

(大森座長)

知事さんに退職金が出るのは不自然、当然ですか、やっぱり。

(青山委員)

これは、過去これまでに大変な問題を引き起こしてきたことがあったと思いますが。長期政権にわたって、7期、8期とやって辞めていく首長に膨大な退職金が出て、これはどうなのかという話が何回か議論になっていますよね。

個別に聞くと、実際、知事たちは、多くの人かどうか分かりませんが、次の自分の選挙費用に充てているというふうに私は認識しています。それを何に使おうが勝手だと言われればそれまでですが、実態はそんなやり繰りを言う人が何人かいいますね。

(大森座長)

廣瀬さん、204条の解釈なのですから、204条も旧203条を読んでいくと、204条は一般的な常勤職、一般職の常勤職の包括規定でしょ。その先頭に長が出てきて、「長及びその常勤職員」というのが出ているでしょ。あそこの末尾の文章は、「その他」の次に「の」が入ってないのね。だから旧203条を解釈すると、長についても常勤職と決めているわけではないのではないかと。

ところが、その205条で前項の職員に一般的に適用可能になっているのだよね。退職金というのは。その「前項の」というのは、204条の「職員」の中に知事を入れているのだ

よね。その解釈問題だと思うのですよね。だから 204 条の本体は、必ずしも常勤と決めていないのですよ。決めていないけど、「給与及び旅費を支給しなければいけない」と書いてあるから、一般的な解釈とすれば、常勤に対する報酬の形態でしょ。しかも、その「前項の職員」の中に含まれると解釈すると、退職金が出ちゃうのですね。

だから、僕らが悩ましいのは、そういう扱いを受けている知事さんの公費支給のことをどこまで考えておいて、これとの比較でどう考えるかということになるのですよね。

ここが意外とポイントになっている。ここで何か改革案を提示するわけではないので、退職金は不当だから止めろと言うわけではないんですけど、とりあえず現在そういう扱いになっているんだったら、知事さんの年間の所得総額はこういう格好になっているじゃないですか、それに比べて議員さんの年額の所得はこんなもんじゃないですかと、その対比はどう考えるかという議論になるのではないかと思うのですよね。

その際、一つのポイントは、知事さんが行っている活動の、お金の話すれば、単価なのですよね。もし単価を決める場合に、知事さんのほうが単価が高いのが妥当なのか、例えば比較する議長さんと単価が同じなのかという言い方なのです。同じにせいという議論がありますし、いや、違うのではないかと。知事さんの職務の遂行の責任度とか大変さから比べると違うのではないかと。従って議論は二つあって、一つは、知事さんの総所得をどこかで見込んで考えるかということと、知事さんと仮に議長さんを比較した場合も、単価の相違をどう考えるかということが議論としてあるのではないかと思うのですが。そのへんはどうでしょうね。

(廣瀬委員)

福島町方式の興味深いところは、やはり町長のみと、それを基準として議論をすると、やはり責任の重さ等を考えて質的な差というのがやはりあるのではないかということは無視できなかったということであると思うのですね。

ただ、他方で、給料月額と議員報酬の月額で比較をしているのは、つまり今の論点であるその退職金の部分が除かれてしまうので、逆にその責任の重さの部分について退職金があるのだと仮に考えるとすると、それが妥当とは思いませんが、あまり遠慮なく知事さんと比較をする、そちらを尺度にしてそれとの比率ということを考えるというのも一つの在り方だろうし、いや、そうではなくて、どちらも、例えば 4 年間の総額ということで考えた時に、稼働日数の比率であるとか、あるいは責任の相違ということをどういう比率で換算するかというところで盛り込むべきであって、法律のこれまでの通説的な解釈上、首長

のほうには退職金が出ていて、議員にはないということで、それは与えられた条件なので、いずれにしても公費から支給する報酬に対して、総額でもって比率で考えるという考え方。思いきって、後者でいいのではないかと私個人は思っていますが。

(大森座長)

議論するために出しているのですが、知事さんの役割をどういうふうに考えていくかということと、議長さんの役割をどう考えていくかということなのですから、まず公選職としては同じと考えていいでしょ。だから、考え方としては今回、法律用語ではないのだけれども、両方とも直接公選されるということは同じであるから、その1点では同じように扱いすべきであろうと。従って、一般的には地方公務員法が適用される一般の行政職の比較で見ることは基本的に良くないと。公選職的に見るべきだと。そのことは基本的に言うと、私はどこかで二元代表制と絡むのだと思うのですよね、理屈としては。二元代表制に基づいて、両方とも直接公選される。しかも任期を持って仕事をしている人たちだということですね。

任期を持って仕事をしているということは、もともと任期が終わった後の広い意味で言う生活保障はないのですよ。それを承知で選挙に打って出ているわけだから。任期が4年と決まっているわけだから。その後まで保障しなきゃいけないということにはなっていないはずだと思うのですね。もともとからして。

だから、それで言うと知事さんの退職金という扱いは変なのですから、とりあえずそれは言わないとして、やっぱりどこかで全体として総額で考える。そこまではいいでしょかね。

(岡本委員)

社会的な趨勢として、例えば企業の退職慰労金的なものは廃止になりつつある、多分廃止している会社も多くなってきていますよね。だからそういうのはないことが当たり前だし、一般社員と言うか福利厚生という面から考えて、一般社員の退職金自身もかなり今、考え方方が月割りで渡すなど、そういうふうに先端的な企業はやっていますから、社会的な常識的なことからしても、そういう退職金があるのはどうかということは言えると思います。

(大森座長)

それで、さっきおっしゃったこと、議会のほうの全体の改革論の中に一貫して都道府県議会議長会のほうは、招集権を議長さんに与えろという議論をしてきたのですけど、当初

はあれに対する反論は、総務省全体として反論したわけではありませんが、総務省のご意見は、知事さん、長というのは、自治体を代表する立場にあると。統括する責任者なのだと。だから招集権は長に持たせているのだという理屈を議会議長会のほうに言ってきたのですよ。

私は、それはおかしい論議だと言ったのですが、一般的に言うと、自治体が外に向かって代表するのは議長さんじゃなくて、今までの解釈は長になっている。それは結構な重さなのでないかと思うのです。議長さんが果たして自治体を代表して外に向かって責任を取るお立場にあるかどうか、こういう解釈は残っていると思うのですけどね。

私はできるだけ、二元的代表制ですから、そういうような形態を作っていくべきだと言ってきてているのですが、今までの法律上の規定の仕方というのは、やっぱり長が代表者なのですよね。外に向かって。それをどのぐらいカウントするかだと思っているのです。

但し、この入れ方は、直ちに議会の招集権問題に結び付いてしまうから慎重を要するのですけど、ちょっと今までの地方自治法の規定からすると、長の活動の質と言うか、考える時に、どこかでちょっと我々としても無視できないのではないかと思うのですよ。それがちょっと頭の中に残っているのです。

(青山委員)

ちょっと教えてください。確か自治法の何条でしたっけ。長が自治体を代表するのでしたか、統括するのでしたか。

(大森座長)

両方書いてあります。確か両方あるのですよ。代表統括者と言って。

(青山委員)

要するに議会の招集権の時の議論で、ちょうど国会が、天皇が召集する形として、天皇が召集することとパラレルに考えて、国家を代表する元首が天皇だとすれば、地方自治体を代表するのは首長だから、首長が形式的に招集するのは合理的なのだという、そういう論理ですよね。

(大森座長)

そうです。そういう言い方を取ったのです。

(青山委員)

そういうことですよね。それがこれまでの政府の、法制局も入るのでしょうか、ほぼ通常的な解釈で、本当にそれでいいのかという、こういう話ですよね。

(大森座長)

だから「それはおかしい」と相当言って、一応議論として、僕は結着がついていると思うのですよ。議会側の意見のほうが正当だと思っているから。但し、全国のほうの知事会、市長会のほうはお嫌なのでよね。それで少し割った話は、それでいろいろ議論してみたのですけど、いや、正当な議長さんに持たすべきじゃないかと言ったら、そういう議論があるかも知れませんが、議会の議長さんは、1、2年でクルクル交代するではないですかと。中には必要な議会の招集をしてくれない人が出てきたら執行機関は困るのです。今は困つてないから変えないでくださいというのが、ここに至っているのです。

しかし、世の中が、議会が審議すべき事案があって、議長さんが招集しないなんてことはないですよと。もしくは阿久根みたいな問題が起きたほうが問題なので、ちゃんと議長さんに招集権を持たせたらどうですかと言ったのですが、あいも変わらず、一応議論としては、この代表統括者の議論をやっているんですよ。それが今のところ拠り所になっていますよ。

それはそれ止まりにするか、それとも長の活動全体の質のもとに影響を及ぼすかという、そういうことになっていますよね、考えていく時に。

(廣瀬委員)

長の権限について参考していますけど、2条に分かれています、1条目、147条のほうで「地方公共団体を統括し、これを代表する」とあって、次の条で「地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行する」と、執行権のほうと分けて統括代表権のこととは書いてある。

148条のほうについて言うと、まさに議会と役割分担をして、ある意味、並列の役目になるわけですけど、自治体全体の統括者であり代表者であるということになると、議会を含めての全体の長ということになります。

(青山委員)

さっきの退職金の件についてはまったくそのとおりで、我々も民間企業のサラリーマンですが、どんどん減らされちゃって、これは大変な問題なのですから、でも、そういう今の逆ピラミッド型になった会社組織等々を考えて行くと、今までのような考え方ができなくなってきて、みんなそれが悩みの種になっているので、それに逆行する形の退職金設定というのは当然理解をされない。その分を除いて、二元代表制の、例えばこの委員会で147条が持っている本質的な問題点を意識しつつ、同じに、基本的ベースを同じに考えてもいいのではないかというふうに踏み込むかどうか、そこですよね。

(廣瀬委員)

もう一つ、独任制という代表と、それから合議制の代表、合議機関の代表というのも複数いて、議論をすることによって、一人ではできない論点、争点の発見、公開機能であるとか、あるいは多角的に検証してチェックをするとか、そういうことが期待されるわけですが、それによって、その一人の合議制のメンバー一人が一人として独任制の代表一人と同じ重さかということについての評価になると思いますけれども。集合的に同じ重さの責任を果たすのだと考えると仮にして、じゃあそれを一人の議員が全部を背負っているわけではない。集合体としての議会が背負っているとすると、その一人、その中の一人としての役割を背負う方に対する報酬としてはどれぐらいの比率で考えるのが正当だろうか。

(青山委員)

これは、単価をどういうふうに見るかということと、それから従事している時間をどう見るかという、二つの面があるわけですね。後者のほうの、もしできれば知事がどのぐらい仕事、公務に従事しているのかというのに対して、議会側の平均的な一人の議員の従事する部分を比較してみれば、0. いくつという数字が出てくるわけですね。じゃあ単価を同じ単価にするかどうかという時に、独任制か合議議会をどう見るか、なかなかそことのところは難しいところですよね。どうやって数字を出せばいいのか。

(廣瀬委員)

とりあえず退職金の額を除いて考えて、単価を知事さんとまったく同じに想定した時に、「いや、それはちょっと高すぎないか」という社会通念と言うか感覚というのはどうしても出てくるだろうと思うのだけれども、それをさっきの統括代表者としてのたった一人としての責任や地位に伴うものだという要素と、一人が仕事を担い責任を負うという仕事と、合議でもって責任を担っていくという仕事の実質的な差というところと、これは両面入っているのだろうなとは思うんですね。

これはもう数字でもって客観的にいくらということを証明することは多分できない。勤務日数については、何時間働いているかということについてはもう実証的にある程度できるでしょうけど、そのところでどの自治体も結局、0. いくつとか、あるいは三役を加味するとかいうようなところで少し配慮を加えるということの、一番本質的なポイントはその二つなのだろうと思うのです。自治体の長であるということに伴うものと、合議であるか、独任であるかということ。

(大森座長)

もう一つ、少し細かい話なのですが、一応、議会全体の運用について言うと、議長さんがいて副議長さんがいて、議員を含め、各委員会、特に都道府県議会の場合には委員会方式でいろいろ実質議論が行われていて、委員長報告が本会議で行われるでしょ。そうすると、実際の活動は委員会レベルでやっているのですよね。それが実態だと思うんですけど、その際、報酬本体について言うと、基本的に私どもがこうあるべきだと最初に考えないといけないのは議員さんですよね。議員さんについて考えていく。その上で、議長・副議長について、一種の役職加算をすると。現にそうなっていますので、違いが出るということは、役職加算が行われている。その役職加算をどういう基準で考えればいいかということが一つ。

それから三重県議会は、私も事情がよく分からぬのですが、最初にこの調査会で出した資料の中に、全国の都道府県議会の中に、いくつかは委員長に手当を出しているのですよ。多数じゃないと思うのです。7都県で、委員長に役職手当が出ている。

(事務局)

副委員長というところもございます。

(大森座長)

だから、多数じゃないですけど、委員会の委員長に役職加算をしているのです。

それで、福島町のさっきの要領でいくと、これは全国の町村議會議長会のほうで全国調査をやって、議員さんを最初にすると、議員さんに対して議長さんが 1. いくつ倍にしてとか加算をしているのです。その加算の基準みたいなものをどういうふうに考えるかということがあるのですよ。

現に行われている数値を見れば加算率は直ちに出て来るのですが、それが本当に適切で妥当かどうかというのは、何を基準にして我々は判断するかという時に、他の議会も比較しなきゃいけないのか、その際は委員会まで入れて考えるのか、とりあえず議長・副議長の役職加算の比率について考えるということをやらなきゃいけない。

私どもの調査会は、そういう個別のご指示がないのですけれども、今のところ、三重県は委員会の委員長さんには何の役職手当も付けていないのです。それで何ら支障がないのか、それとも何か個別の理由があるのかよく分からぬのですが、普通に考えると、やっぱり委員会レベルで審議をして、委員長はそれを取りまとめて報告をする責任を負っているわけです。その人たちに何の手当もなしで、普通の議員さんと同じ扱いでいいのかというのを、議論としてあるのではないかなと、一般的には思うのですが。

但し、どこからサインが来て、「三重県はそういうことを考えなくていい。余計なことを言わなくていい」とおっしゃるならば、それはいいのですけど、一般的な議論をすれば必ずその議論になるのではないかと。その際は、まだこれは多数じゃありませんので、三重県の活動実態を我々がお聞きした上で、やっぱり将来的にはこういうふうに考えたらどうかというところまで言えるのですけど、そのことがちょっと議論として残っているのでないかと思うのですよね。役職加算をどう考えるか。

今これで見ると、三重県の場合は、議員さんに対しては何倍になっているということになりますか。

(事務局)

現状の議員報酬で行きますと、83万円の議員に対して副議長が1.084ですから8.4%プラスぐらい。議長102万と言いますと、1.2289ですから22.9%ぐらい。

(大森座長)

比率だけで見ると福島町よりずっと低いね。福島町は確か1.4ぐらいじゃなかったかな。

(廣瀬委員)

北海道の町村議会議長会の実態調査の数字をそのまま置いていて、北海道の町村の実態です。議長さんが1.49で、副議長さんは1.19で、委員長さんが1.08。

(大森座長)

一応、一つの考え方は、全国的な傾向を調べてもらって数値化する、これは簡単にできるでしょ。全国的な話は。議長・副議長について。

(事務局)

全国平均も第1回の時の調査会でお出しした表の中に載っておったのですが、全国平均で行きますと、副議長が1.0863ぐらい、議員対議長の比率が1.2161です。

(大森座長)

そうしたら三重県は全国平均なのだ。中庸を維持している。

47だから、県はあんまり類似団体はないよね。三重県は、自分たちはここといつも比較していると言うか、気にしているような議会ってありますか。

(山本議長)

そうですね。個人的には、岐阜県とか。近隣というだけの話ですが。

(大森座長)

いろいろ理解する時に類似団体を比較するという発想が結構いろんなところがあるので

すよね。そこの資料で岐阜県は分かりますか。ちょっと見てもらえますか。

(事務局)

本則のほうで申し上げますと、岐阜県の議長さんが 102 万円、それから副議長さんが 92 万円、議員が 85 万円です。

(大森座長)

ちょっと高いのだな。どうしてそういう差が出てくるのかって、難しいね。あまり変わらないね。比率で行くと。

ちょっと今日はヒアリングが行われますので、委員長経験者もおいでいただきますから、少し委員長経験者に活動実態なども伺ってみて、それを見て少し情報を持ち寄るということにいたしましょう。

この件について他に何かお気付きの点はないでしょうか。

(金森委員)

さっきの委員会の委員長さんの役割が当然他の方たちより時間を持って、責任が増しているというお話だったのですが、分かってなくて申し訳ないのですが、委員長がどうやって選ばれているのか。

(大森座長)

それは議長さんのほうから。委員長は、例えば議運からはじめて各種委員会、常任委員会と特別委員会がありますが、その委員長はどうやって選ばれているのですかというご質問です。

(山本議長)

それは、各会派の政治的な判断というのが中に入ってくると思います。議員の数、それから会派の意向、自分とこの会派はどの委員会の委員長を取るか、そういうふうな交渉の中で委員長ポストというのが割り当てられています。

(大森座長)

議選の監査委員の選ばれ方はどうですか。

(山本議長)

一緒です。

(大森座長)

そうすると、一応会派間で、次はこの会派からこういう人を出そうというご相談があるのですか。

(山本議長)

そうです。会派対会派での話し合いで。

(大森座長)

一応ある種、持ち回り風になっていますか。議選の監査委員は。人に着目して出されていますか。

(山本議長)

人に着目というのはあまりないと思います。

(大森座長)

せっかくですので、議長さんに、私は委員会を中心にして動いていると思っているのですが、議員さんと委員長の処遇が違わない、同じになっていることについては、議会のほうからそういうことについて何かご意見は出でていないですか。

(山本議長)

ほとんど聞きません。聞きませんが、常任委員長というポストは本当に大事な役割を担っているということは、私は個人的には思っています。

(大森座長)

そういう声が出てこないのはどうしてなのでしょうね。

(山本議長)

例えば昨日と一昨日、私は上京しまして、委員会での国に対する意見書というのを持参したわけですけれども、もし委員長の役割というのが見直されるということならば、それぞれの委員会での集約した国に対する意見書というのは、委員長が上京して、それぞれの省庁へ持参し、議会での議論というのをその意見書とともに説明していくと。こういう大事な役割があるのでないかなと思うのですが。これは個人的な意見です。

(大森座長)

今は議長さんが代表して行っているわけですね。そういう意味では、議長さんが代表者として出て行っていると。ちょっとこれは経験者のかたがたからも伺ってみましょうかね。

(山本議長)

そうですね。そうなります。

(大森座長)

そうしましょう。他にお気付きの点はござりますか。

(青山委員)

役職加算の考え方ですが、客観的に見る場合には、例えば議長なり副議長であることによって、拘束される時間がいろいろさまざまな行事とか仕事で一般の議員より多いというのは、多分客観的に出て来ますよね。それはそれで私はそれであっていいのですが、責任の重さとなった時には、これは「エイ、ヤー」の世界になってしまうような気がするのです。これは何とでもなって、伸びもするし縮みもするので、責任の差というのは確かにあるのでしょうかけれど、あまり過剰に判断しようとすると、一方ではちょっと歪むのではないかという気がするのですね。

だから、そういう議長・副議長は特別な議会を代表する仕事だということで、仕事の時間が多くなりますが、他のところについては、委員長はそれぞれ結果として互選で選ばれるし、会派の中での話し合いで選ばれるのだから、共通して議会の大きな任務を担っているというふうに考えれば、それほど報酬面でとりわけ重視する必要はないかなど。そういう気がするのですが。

(大森座長)

そういうご意見は十分あり得ると思うのですよ。

他に何かご意見はございませんか。

(廣瀬委員)

今の件に関連してなんですが、他方で、これは議会により運用もそれ違うのですが、最近一部で出て来ている、議会が修正議決をするための努力をいろいろとやるということに熱心に取り組むようになって来ますと、最終的には委員会レベルで、委員会としての修正案を議会全体の修正案とまとめていく、その集約機能が非常に高く、と言うか、責任と言うよりも実際のその調整にかかる労力とか、そこで果たす役割としても非常に常任委員会の委員長さんの役割というのは大きくなってきて、そういう議会の中には、そこで議会の本会議で委員長報告をした時に、委員長報告に対していろいろ不満があると、質疑がそこで集中をする上にもう一回再付託と、差し戻すような議会も出てきています。そうなってくると、相当にこの委員長の役目というのは、仕事の実態上も一般の委員会のメンバーとは質的に違ってくるのかなという思いもしますので。

(大森座長)

でも、もう一つは、地方自治法の改正になって、委員会が議案提出できることになった。これは、個々の議員さんたちが12分の1集まればできるのですけど、委員会の単位で新しい条例案が提出できるということは、都道府県のような大きいところでは、個々の議員さ

んたちも提出できるのだけど、やっぱり委員会が所管している大きな政策論点について、なかなか知事部局のほうではまだ手付かずで、あるいはそれを修正しなければいけないような、そういう議案そのものを委員会レベルで決定して出して行くということで言うと、議会全体が政策形成のような単位として活動していくという、大事な単位じゃないかと。

それをおやりになるかどうかは分からないですけど、一応制度の建前的に言うと、やっぱり委員会を重視する方向に動いているのですよね。法律改正することは。

(岡本委員)

三重県議会もそうですよね。どちらかと言えば、委員会が非常に重視される中でやられているというふうに聞いていますけどね。

(青山委員)

好ましい方向ですね。好ましい方向でいいと思うのですが、それを細かに報酬に落としていくのは、あまりにも話が複雑になってどうなのかなというのが私の意見なのですが。それはそれで、それぞれみんな公の責任を負っているわけですから、お互いにみんなでそれを任期の中で共有していくというふうに考えたほうがシンプルではないかという気がするのですが。

(廣瀬委員)

三重県議会の場合にはもう一つ、条例に基づく機関というのがありますから、それは法律上の位置付けはなく、議会基本条例に位置付けがある組織という形になりますけれども、その、例えば会の会長であるとか、そういう形の委員会の委員長さんに相当する責任者と言うか取りまとめ役がいらっしゃるわけですね。そこでも、例えば政策提言を全体一致でもって提起をしていって何かを実現をするというような取り組みはこれまで熱心にされてきていると思うのですが、そういう作業と常任委員会の委員長さんの仕事というのを、法律上の位置付けがあるか、ないかということで、一方は完全にカウントし、一方はカウントしないというのがいいかどうかというのも、ちょっと悩ましいところですね。

(大森座長)

多数のところが委員長に役職加算を付けていない理由がよく分からないのですが、付けると、中で割り振りする時に、会派の中で争いが起きちゃうと。これはお互い様で若い人たちが委員長を経験することによって、議員さんとしての力を高めていくものなのだと。その時は別に役職加算がなくてもいいのだと。下手に少しでも差が付くと、どこをどうやってやるかということの割り振りから始まって、なかなかうまく行かないものでないかと

どこかで考えている節があつて、それで付けないほうがいいと考えているかも知れないと
す。

(青山委員)

私の取材している限りでは、多分先生のおっしゃるとおりでないかと。実際は、議長・副議長、それから団の団長と言うのですかね、会派の長、それから議選の監査委員、これをシャッフルしながらみんなでこうやって、だいたい同じぐらいの基準で割り振ったりしているのではないかと。私が今まで見てきた議会はだいたいそうでしたが。それはそれでそうやって収めていく話だから、今の話で行くと、議長・副議長は、議会によっては高低があつたりするところもありますので、ここは激しい闘争になりますが、他のところは「そんなもんか」と言って、みんな受けていたような気がします。

ただ、それはさつき先生が言われたように、委員会中心主義、議会の政策機能能力を高めていくということから行くと、それは昔の話だということになるのかも知れませんが、しかし、共通にやっぱり公の責任を共有していくのだという精神のほうがいいんじゃないかなという気がするのですけどね。あまり複雑な体系にしないほうがいいような気がします。

(大森座長)

よろしいでしょうかね。今日で終わるわけじゃありませんで、一当たりざつと勉強しておかなきやいけないことを、今日はちょっとおさらいしてきたと。

今後についてご相談がございます。ヒアリングをしていただいて、ヒアリングの結果も少しお互いに共通認識にしておかないといけないのですが、そろそろ全体の、私どもが託されている調査会の報告書をどういう形で構想して構成するかということもちょっとご相談しなきやいけないですね。

お諮りするのにも準備をする必要がございますので。一応今回は調査会でございますので、「調査報告書」を出すことになります。託されている主たる課題は、報酬と政務調査費の在り方について検討しなさいということなのですが、そのために調査会をわざわざ設定されて、調査会でございますので、やっぱり形としては「調査報告」の形でいいのではないかということになれば、できるだけ私どもが手掛けた調査を、それは添付資料として出すかどうかを含めまして、形としては「調査報告書」のような形がいいのではないかとチラッと思っているのですが、ちょっとその感触を伺つておくことと、仮にそういう方向だとだいたいこんなようになる可能性が、イメージがありますけど、ちょっと私から申し上

げまして、そういう方向で良ければ少し準備をさせていただこうと思います。少し私どもの打ち出す報告書の形と言うかイメージについてどういうふうにお考えになっているか、もしあれば聞かせていただければと思います。

なるべく淡々と、調査報告書になるとある程度分量が多くなります。添付資料を含めると。都道府県議会で初めての調査会ですから、できるだけ私どもの参照した資料も全部、次の方々に役立つようにきっちり収録するということを含めて、そういう形態はどうかと思っています。あんまり地味だと、誰からも言われないということがありますけど、パンと私どもの考え方を正面に打ち出して、それがどうしてそうなったかという説明の仕方もございますので、いろいろやり方はあると思います。

ちょっと具体的な姿を示さないと、青山さんから言っていただけないかも知れませんけど、どんなもんでしょうね。

(青山委員)

先生のおっしゃるとおりで、他の人たちがきちんと読んでレファレンスになるようなものを、せっかくですから頑張って作れたらいいなと思います。

それで、福島町方式や会津若松方式があって、そういう具体的方式を作ることが必要なのかも知れませんが、全体としてやっぱり二元代表制、首長と議会の在り方の問題、今までこうだったけど、ここまで來たけど、これから目指すのはここなのだという大きな絵柄が欲しい感じがするのですね。

さっきの常勤・非常勤の問題というのは、私の印象は、さっきの地方自治法 147 条ではないんですけど、首長がトップのピラミッドになっていて、首長は民の意見を聞くのですが、その民の意見を聞くもう一つの補助機関としての議会があって、議会から話を聞いておけばだいたいみんなおさまるかなという、こういうピラミッド型のところの補助機関だったというのが長い間続いていたはずなのですよね。

それが今こういうふうになって、分権改革もありますけど、議会はみんな自立をしようとしていることから言って、これまでの在り方、議会の位置、議員の責任の重さ、そういうのを論理的に今までのことをきっちり整理した上で、というのを総括的にまず一つ置いておく必要があるのでないかなと思うのです。

だけど、多分一般的に見た場合に、それは分かったけれども、そういう趣旨に合う活動を本当にしているのかよというのが常にやっぱり問われるのだと思うのですよ。報酬の裏側には、必ずその実態が伴っていないければ誰も認めないのでということが一方ではあると

思うので、単なる広報活動とか目に見えるような活動という形ではなくて、実質的に議会としての努力、仕組み。例えば個々の議員さんが、自分たちの後援会を通じていろいろ民意を集めているというようなところだけじゃなくて、三重県議会が始まられているのは、議会としての民意の吸収からフィードバックという、そういう機関としての仕事をこれからどんどん増やして行かなければ、そういうことはみんなから理解をされないというようなことだとか、そういう話があつていいのではないかと思うんです。

方式については、もう少し現実のところと、やってみたらどういう結果になったとか、それをフィードバックしながら見ていかなきやいけないと思うのですね。

(大森座長)

おっしゃるとおりです。

だから、世の中全体の二元代表制を含む議会全体を動向がある。その上では三重県はやっぱりフロントランナーですからね、今まで何と言っても。だから三重県が突進してきた議会改革をさらに持続可能でさらによきものにするためという観点も三重県というところで必要になってくるのですよね。それが全国の議会の今後のこの問題を考える時に、ある先行になるのだと、やっぱりどこかでちょっとそういう観点が必要なのでないかと思うのですよね。

それからもう一つ、隠されている論点、全国議論なのですが、私個人的には絶対この説を取っていないのですが、地方議会の議員はボランティアでいいのだという議論が依然として強くあるのですよ。基本的に「ボランティア」の理解の仕方ですけど、無償でいいという考え方でしょ。私は、どんな小さい議会でも、議会の活動を仕事として行う限り、無償でいいなんて議論は成り立つはずがないと思っているのですよ。おかしいと。

但し、今回は三重県で議論する時に、議員さんたちの一種の広い意味での身分ですが、身分がボランティアでいいという議論があるけれど、そんなものはまかりならないと言うことはないと思うのです。一切言うことはないと思うのですが、逆に言うと、きっちりした仕事を果たす限り、一定の妥当する基準でちゃんと報酬を支払いなさいと。支払わなきゃいけないと書いてあるわけで。だから「ボランティアでいい」というのは、ほとんど不当な議論なのですよ。

私が我慢ならなかつたのは、選挙前ですから言うのですけど、ちょっと脱線中ですが、橋下知事が、あの人は「大阪都」をやりたいでしょ。大阪市を解体して特別区を全部で八つ作ると。そうしたらどういう批判を受けたかと言うと、そこで全部一応基礎自治体を

置くから議会ができちゃって、議員さんが増えるじゃないかと言われたのです。そうしたら彼は一言、「ボランティアでやればいいじゃないか」と言ったのです。こんな杜撰な人があんな大改革をやろうと思っている。私は腹が立って、絶対認めないと言ったのです。どんなに小さいところも、議員さんにボランティアでやれというのは、何を考えている人だろうと。特に議員さんについて言っているわけですよ。それだったら、公選職の長についてもボランティアでいいと言えと。でも、言わない。どこかで議員さんはボランティアでいいと思っている人がいて、それは良くない議論じゃないかと、個人的に私は思っていて、一切そういう議論には与しないというのが本来の在り方じゃないかと思っているのです。

(青山委員)

まあ、先生、しかし、あれですよね。岡本さんのご意見も聞きたいのですが、昔に比べて大変今、我々勤め人の給料が非常にひどいことになっていまして、ほとんど上がらないし、下がるし、それでそういう感覚から行くと、非常に報酬に対しては敏感なのですね。

と言って、先生がおっしゃられるようにボランティアというのは、一部小さな議会はいいのではないかと言う人がいないわけではないですが、その時にはあまり奨励するものじやなくて、むしろ我々とすれば、「対価」という言い方は良くないけれども、これだけしっかりとやってくれているなら、これだけの報酬は払ってもいいよなど、よくやってくれているよねと。よくやてくれているということは、執行機関のチャンネルでは吸い上げられない話がちゃんとそこから吸い上げられて、そして最終決定に反映しているのだということが実感できるならば、法外なお金を払うという人はいませんでしょうけど、これは大切な経費だ、大切なお金だというふうになると思うので、そこは車の両輪のようにね。

(岡本委員)

もしここでの意見が一致すれば、私はそういうボランティアというような議論はあるけれども、それについては与しないというか、好ましくないものと考えていると言うか、それぐらいのことは入れてもいいように思うのですね。

(大森座長)

私は、ボランティアと共にしているのは志だと思うのです。ボランティアは有志ですからね、政治家も有志だと思う。その1点で言えば、志を持っていただくことは重要で、たまたま4年間就職したのだというような議員さんは困ると。そういう議員さんは要らないと思っている。その点で言えば、志についてと同じだと思うのです。

また、そのことと志を持って仕事をしてもらうわけで、仕事でなければボランティアで

結構です。仕事は必ずどこかで対価を出すべきで、人をタダで使うのは愚の骨頂じゃないかと私は思っているので、そういう意味なのです。だから志は高いほうがいいんですよ。

実は、普通の職員も最近は就職難ということもあるし、難しいから、入っちゃうと職員としての自覚を失う職員が出始めているのですよ。志が低い職員は困ると片一方で言っていますので。同じく議員さんも、どうして自分が議員さんになったか、何のためにこれをやっているのかということについて、志は持っていたい上で、今、青山さんが言っているように、具体的にどういうことをやっているか、そのことを世間がどうやって評価できるか、そういうふうなことがちゃんとした考え方じゃないかと思うのですよね。

(岡本委員)

ましてや、今の日本の現状を見て、何が一番欠けているかと言うと、まさに政治ですから。ボランティアができるような、どういうレベルであっても、そういうことだと思いますよ。

私はあんまりこういう会議に参加したことがなくて今回初めてなので、あんまり偉そうには言えませんが、ただちょっと大森先生がさっき言われたように、三重県の場合は幸いなことに県議会がフロントランナーを走ってきた、非常に進歩的にやってきた実績がある。

その一方で、知事さんが日本一若い、やる気満々の知事で、そういう意味では、大阪、名古屋は賛否両論それぞれあるとしても、少なくとも大阪、名古屋のようなポピュリズムに走るような要素はないですから、非常に理想的な在り方ができるような要素は十分この三重県にはあると思います。

そういうことに対する何か一助になるような報告書になればいいかなと。もう十分、知事さんとこの三重県議会議員というのは、非常に今、理想的な状態じゃないかなと思うので、それに役立つようなものになればいいかなというふうな感じがしています。

(金森委員)

さき程も「ボランティア」という言葉が出ていたのですが、勿論、ボランティア精神ですとか志というところがあつて十分その議員さんとしての仕事をこなして行っていただく以上、報酬というのはあって当たり前のこと、仕事に対する対価を得るというのは当たり前のことかなと思うのですが、さっき青山先生が言われたように、愛知のほうとかでかなり一般県民レベル、市民レベルで議員報酬ということに対して、大阪がああいうことというのもあって、かなり着目していると言うか、皆さん興味を持って、今見られているなどいうのは思うのですね。

この報告書が出た時に、他の委員もおっしゃいましたが、今、三重県議会は非常に進んでいるとか、今回のこの調査というのも、非常に他県の自治体さんにも役立っていただきたいというのと同時に、本当にその一般の方たちが理解を得られるような形で表現ができるいくと一番いいかなと思います。

私たち民間も、先ほども話がありましたが、ここ6、7年ずっと賃金は上がらないどころか下がって来ておりまして、去年から1%復元をということで私どもも頑張ってはいるんですが、そんな状況の中、議員さんたちの報酬が、下げることが当たり前のようないmageで今一般的に見られがちですけれども、この調査会、最後の結果をどういうふうにまとめるかは別として、三重県として先行して議会改革をやって、きちんと仕事を果たして、役割を果たしていっているというところが前面に出るような形であればいいなというふうに思っています。

(大森座長)

多分その時代、時代に応じて、知事さんが特におやりになっているのですけど、額を下げているのですね。それはその時のご判断だと思いますが、基本的な考え方としては、一応これは条例に基づかなければいけないことで、本則を書いておかなければいけない。本則を決める時にどういう考え方は妥当かということについてお出しした上で、三重県は三重県なりのある種の全体の判断があっても然るべきです。議員さんについてもいいと思っています。基本的な考え方については、こんな考え方でいかがでしょうかということは打ち出しておかないといけないし、おっしゃってくれた、一応私どもは、議長さんの諮問機関ですから議長さんにお渡しするのですけど、その際、そこに書かれているものは、県民の皆さん方がお読みいただいても分かりやすくなっているというのは望ましいことだと思うのですよね。そういう文章をどうやって書けばいいかというのは、青山さんがおいでになるから、全面的に青山さんを頼りにして文章を書きますので。

(青山委員)

先生、ボランティアというのは、確かに役割を軽んじるというイメージがあるのですが、中にはかなり広範な人たちが参加できるみたいな、裏を返せば片手間の仕事になると言えれば片手間の仕事になるかも知れないけど、自分の空いた時間で議会に参加するというイメージもないわけじゃないと思うのですね。

大事なのは、1日の仕事の中でほとんどそれに取られるぐらいの仕事の質なのか、それとも仕事を終えた後の時間で係われるのかという差かなという気もするのですよね。

でも、必要なのは、みんなが政治参加できる、政治参加しやすいかどうかという、そのハードルの高さ低さに關係するような気がするのです。

だから、今の都道府県議会になればなるほど、大きくなればなるほど、政治参加がなかなか難しくなってきている問題ももう一方であって、自分たちとは関係ないところでオッチャンたちがお金をいっぱいもらって何かいろいろゴチャゴチャやっているねという話で終わってしまうのではないかというふうに思うので、専門性がきちんとあって片手間でできないということをきちんと言った上で、政治参加を議会自身がいろんなチャンネルを使ってやっていくというのはとても必要なんじゃないかなと思います。

一例を見れば、今ちょうど三陸で、東日本大震災でさまざまな市町村が復興計画を作っていますが、いろんな人がそれぞれ、うまく行っているか、うまく行っていないかは別にして、オフィシャルな復興委員会の他に復興市民会議を作っていたり、それから子ども復興会議とか言って、子どもたちだけを集めてやっていたり、かなりいろんなチャンネルをやっているのですよね。

それがうまく運営できるかどうかはまだ分かりませんけれども、様々なチャンネルをやっていることなどを考えると、あれをやるからだんだん議会が色が薄くなる、存在理由がなくなると言う人がいないわけでもないのですが、議会に対する今のみんなの報酬に象徴される批判の多くは、そういう参加のチャンネルをちゃんと持ってくれていないのではないかというところかなという気がします。個人の議員さんの問題じゃなくて、組織としての議会として。

(大森座長)

僕はここが要ると思うのですけど、要するに議会は、基本的に言うと、確かに現行制度を前提にする限り、その自治体の意思を確定するという、その確定すべき意思を誰が起案するかということはちょっと別にするとしても、議会が意思を確定しない限り、すべての予算は執行できないわけですね。非常に重要な仕事をやっているわけですね。それには必ず、その意思を確定する権限行使する人たちがいなきやいけない。だから、正規の議員さんたちが絶対に必要なのです。私はそれはボランティアじゃないと思っています。

でも、実は日本の議会は頑ななまでに合議体であるがゆえに、ほとんど住民参加はやっていない。例えば私は小規模の町村議会の在り方としては、レギュラー議員は5人でいいと。5人で十分だと。しかし、その代わり、それこそボランティアで出て来る住民の人たちが議会の審議のプロセスに参加しても全然構わないじゃないかと。物事を決める時には

レギュラーの議員さんがお決めになると。その議員さんが責任を取ると。そのプロセスにたくさんの地域住民の人が参加しても全然構わないと。

例えばせっかく傍聴に来ているのだったら、委員長の才覚でいいのだけど、議員さんと傍聴席を入れ替えちゃえばいいのですよ。議員さんに傍聴席の住民を座らせて、1人何分とかで喋らせればいいのですよ。そんなことはすぐできることなのです。それを拡大していくと、議会が例えば小さい5人でやりながら、いつもボランティアの住民が来ていて、議会でいろんなことをやっていると。そういう姿を議会の在り方として示しても全然かまわない。その人たちにもレギュラーの責任を取る議員さんと同じ報酬を出す必要は全然ない。それはそれで意味があるやり方じゃないかと。

もっと議会の運用そのものも柔軟にした上で、なおかつ、議会がしっかりとした仕事をすれば済むのではないかと。それは相当改善の余地があると思います。

(青山委員)

この報酬問題を我々が報告書を出した時に合わせて、これはお金の問題だけじゃありませんよと。先生の言われたようなフロントランナーらしい住民参加の方向を、合わせて考えて欲しいというような趣旨なことを入れられればいいなど。

何度も震災の話をしていけませんが、今、危機の中ほど本当に地方自治の本質が見えると私はつくづく思うのですが、被災地を見ると、執行機関は現行の制度でしか住民と話をしていない。住民は、制度の前に現実があるだろうと言っているわけですね。だったら制度を変えるなり、幅を広げるなり、東京の霞が関に行って改善を求めるなりしてくれよと言うのだけれども、執行機関は「その制度の、このお金の中ですから」としか言わない。その差がだんだん出て来ているような感じがして、実はそこのところは議会の仕事、議員たちの仕事の余地は、そんなところにあるだろうなというふうにつくづく思うのですが、岩手、宮城でもみんな議会は苦心しています。なかなかうまくは行っていませんけど、必ずあるはずです。役場とみんなの暮らしの間に大きなギャップがある。

(大森座長)

ちょっとさつきの報告書のイメージなのですが、とりあえずは非常に形式的に考えると、私たちの調査会は何を頼まれたか、どういうことを頼まれたかということと、第1回目に議長さんがお話くださって、議長さんの意図があって、それも大事なメッセージの一部ですので、そういうことから始まって、実態調査をやっていますので、実態調査を含めいろんな検討会をやりました、どういう運びで検討をやったか、実務的に言えば、そういう

うことはどこかで書き込まなきやいけない。

それで、今回はまだ政務調査費をストレートに入つておりますんで、私どもが求められているものは、中間的なものを1月の段階で、報酬については1月の段階で粗々の方向性を示してもらえないだろうかと言われてまして、その後、政務調査費に進むと。一応報酬についても政務調査費についても、現在の地方自治法上の扱いとこの条例の扱い、実態の扱いについて述べることは可能です。

問題になるのは、その在り方をどうすればについて、粗々の検討の方向なりをまとめてとりあえずは案文してみまして、それでこういう方向性はどうかということをお示ししないと議論が進みにくいかなど。それは次回にできるのか、次回はもうちょっと粗々の骨子ぐらいまで行かないのかということがございますが、そういう話になるのでないかなと思っているのですけど、いたって地味な報告書の構成を、ちょっと今、頭の中に描いています。そういうものを用意していいかどうか。

(青山委員)

報酬と政務調査費は明らかに性格が違うと思っているのですよね。後でヒアリングの時も聞かせてもらいますが、このアンケートの自由記述を見ると、政務調査費を使わなければ日々維持できないという人がいたり、逆の人もいたりして、報酬の性格と政務調査費の性格をもつときちんと分けて、政務調査費は、言ってみると実費精算、すべて実費精算でいいと思うぐらい一生懸命政務活動をして欲しい。政務調査費を使わなければ日々の暮らしが維持できない話だとすれば、これは本末転倒なんじゃないかと。そのところの大きな仕分け、報酬を集中的に報告する時でも、政務調査費との関係と言うか、大きな方向を中間報告では言っておく必要があるような気がします。

(大森座長)

とりあえず法律上はどう扱われているかというのは分かるでしょ。しかし、今は解釈なのですよね。法律の規定の仕方が実に曖昧なものだから、議員さんたちも、やっぱり立法事務費のように自由に使えるお金じゃないかと誤解している人も中にはおられるし、それから、これぐらいの額ではとても難しくて、自分は報酬のほうから出しているとおっしゃっている人もいて、おっしゃるとおり、曖昧なのですよ、実は。

当事者の皆さん方の見方も曖昧だし、もともとの曖昧さは、100条の中に入れたことから始まっているという理解の仕方です。あれを変えない限りダメなんじゃないかと思ってるのですね。但し、そこまで行くと大変なので、実はその議論をすると一回政務調査費

は廃止してみなさいと。廃止した上でこういう理由で必要なものは別途きちっと法律で位置付けなさいということになるわけですよ、多分。

どう見ても、いろいろ勉強していると、政務調査費というのは私から言うと相当胡散臭いのですよ。ただ、胡散臭いのですけど、法律上規定があって条例があるから、合法的に支出されているのですよ。だから性質が違うのですけど、議員さんたちの活動の実態を見ると、もらっている報酬と政務調査費はそんなに区別して使っているわけじゃないから、とりあえず使おうかと。処理の仕方はもう明確なのです。これは違うものですから。でも、実態はなかなかそうなっていないのですよ。

だから、私どもが都道府県議会議長会のほうの報告書の中では、政務調査費も報酬の中に込みにして入れちゃえと。所得として自由に使ったほうがいいのですかという考え方もあると書いてあるのはその理由なのです。別建てにするなど。別建てにするとどうなるかと言うと、今のように全部1円も領収書を出せということになるでしょ。全部所得の中に入れてしまえば、自分の判断で使えることになるじゃないですか。

私がそういうふうに言ったら、そんなことをやつたら、絶対政務調査費のものは排除されるから下がるのですと。そういうのは困りますということなのですけれども。今のようなやり方では本当に何が役立っているかということを証明して見せろというのは難しいのですよ。そういうことを政務調査費の使途について議員さんに迫っていく方向になるのですかと、本当に。

世の中はみんな1円でも支出したら領収書を出して、領収書はできますけど、それは整いますけど、それで一体それがどういう意味で役立っているのですかということを全部言ってみろと言われると、結構議員さんは困りますよ。何せ相当旅しているのですよね。今回分かるのですよ。旅して調査を行っているのです。調査はどういうところでどうやって生きているのですかと言われても難しいのですよ。そんなに1円たりとも全部縛ることが、本当に議員さんの活動を支援することになるのだろうかと。世の中に受け入れられないですが、もうちょっとノンポリでもいいのではないかと、私は個人的に思っているのですけれども。世の中、全部領収書を付けろと言うのですね。そうだろうかと。そういう活動なのだろうかと。ここは難しいのですけど。

(青山委員)

会社の場合は、我々も旅をしますけど、会社の仕事には領収書を付けないとダメだし、常識です。

(大森座長)

昔のほうがいい取材ができたと。

(青山委員)

そうかも知れないけど。ただ、結局、我々もそうだし、議員さんもそうだと思いますが、自分たちの仕事の質を高めるために必要な、見たり聞いたりすることだと、調べることだと、ちまちました本は全部政務調査費で払うというのは常識の範囲ですけど、我々は小さな本なら自分のお金で買っていちいち会社に請求しませんが、高額の本は要求するところはあります、読み終わったら会社の図書館に戻せということまで言われているぐらいなので、それはだんだん厳しくはなっているんですが、でもやっぱり自分たちの活動の質を高めるものだというふうに、その限りにおいて政務調査費は、私はもっと使ったほうがいいのだと思っているくらい。

ただ、それをどう証明するかという時の仕掛けをもう一段あれしたほうがいい。少なくとも第二報酬ではないというふうに考えるべきなんじゃないでしょうか。生活するためのお金と、議員活動の質を高めるお金、性格をはっきりさせたほうが。

(大森座長)

法律の作り方で言うと、実費弁償のほうに出てくる職務でしょ、そこに要する実費弁償は。政務調査費はそういう表現じゃないのですよ。政務調査ですから、職務と言えば職務なのですが、だから職務かどうかということが明定されていないのですよ。あれは100条の中に入っているから、広く言えば「調査」なんですよ。もうちょっと言うと、百条委員会が立ち上げることを言っている全体の中に入り込んじやっている。入れ込んだ時。だからあれは立法事務費とかと全然違うのですよ。だから、議会が少なくともいろんな意味で執行機関の打ち出す政策についても政策の在り方について自分たちなりにいろんなことができるのだという活動費なのだということが明確じゃないのですよ。

(青山委員)

三重県議会条例でそういうふうに規定を設けたらどうなのですかね。立法事務費にする、ということはできないのですか。

(大森座長)

大きな方向としてはそうですよ。

ということで、今のこれは使い勝手が悪いという議論が議員さんから出てくるのは、僕は理解できるのですよ。それは議員さんの自業自得なのですよ。どさくさで作ったからこ

ういう羽目に陥っているので。だから、誰が悪いかと言うと、議員さんたちも悪かったのですよ。みんな議員立法でやるのですよ。だから議員立法で押し込んでいって、自民党がウンと言ったのですよ。それでああいうふうに決めちゃったのですよ。しかもそれは、それ以前は持たなかったから、法律に根拠が欲しかったのです。堂々と使えるお金が欲しいと。で、作ってみたら、堂々と使えないじゃないかと。またそういう不満が募っているのですよ。

もともとからして、あれはちゃんと物を考えないでやったからじゃないですかと言っているのですけど、これを言うとますます私が嫌われるから。「廃止するのですか」とか言って。一回廃止してもうちょっときっちと使えるようなやり方に変えない限り、これはダメなんじゃないですかと言っているのですけど。今のところ、私が絶対少数派です。

但し、青山さんがおっしゃっているように、私どもの中間報告では、最低限、報酬と政務調査費はこういう理由で違うものですと。現在こういう扱いになっていて、現実にはこういうふうにやっていますと、ここまで言える。それについてどうすればいいかというの、ちょっと議論が残りますと。次の中間報告、それで本格的に見直すと。

(青山委員)

とにかく我々の経費精算はすごい厳しくなっていますよ。年々。10年前と比較にならない。

(大森座長)

やっぱりごまかす人がいるからですよ。

(青山委員)

ものすごく厳しいのです。

(大森座長)

そうなってくる、世の中は。

とりあえずはそういう、少し骨格風なものを次回出してもよろしいでしょうか。あるいは、もうちょっと慎重を期するためには、予め委員の皆さん方にはこんなような粗々の骨子案ですけど、いかがですかということを、事務方を通じてメールで送らせていただいて、ご意見を伺ったものをお出しすると。そういう運びでも私はいいと思っていますが、いかがでしょうか。一回それをやりましょうか。お忙しいでしょうが、事前に見ていただいて、ちょっとこれは構成上おかしいからこうすべきだというご意見をいただければ、そういうものを次回にお出しして、中身の議論を詰めるという作業を次回にさせていただくと。

だから、次回は一応ヒアリングの結果の持ち寄りと、粗々の構成についてご議論いただくということでおろしゅうございましょうか。

事務方のほうもそれでいいかな。

何か事務方のほうからご注意はありますか。

さっき青山さんから出たけど、知事さんが1年間にどのぐらい職務で活動しているか、どこかで分かりますか。余計なことを言うと怒られますかね。それが分かっているのは秘書課ですか。

(青山委員)

秘書課に頼まなきゃダメですよね。

(事務局)

そうですね。

(大森座長)

秘書課は絶対分かっていますし、運転手さんの運転日誌で分かるのですよ。ちょっと私、1回ぐらい、知事さんが1年間にどれぐらい活動しているか、知りたいと思っているのですが、私どもの調査会からそういうことをお願いしていいのかな。局長、どうでしょうか。

(事務局)

議会としてされるということであれば、それは出させていただきますが、事務局がいい、悪いはちょっとご返事しかねますね。

(大森座長)

議長さんから、こういう議論になっているのだけど、知事さんのほうの実態についても理解しておくことによって全体がバランスある議論になりますので、何か分ければお願ひできますかということをお願いできますか。

(廣瀬委員)

新聞に知事の一日の動静が載っていますけどね。勿論それでやると精度がだいぶ落ちますね。秘書課の持つておられるデータは15分刻みぐらいでいろんなものが入ってきて、集計するのがムチャクチャ大変なような気もしますが。

(大森座長)

ちょっと内々に当たってもらえますか。フォーマルに、調査会からの依頼ですと、そういうことをお願いできますかと内々に当たってもらえますか。それでできるのだったら議長さんのほうからお願ひしていただくか、私から調査会としてお願ひする。こういうこと

なので、どこかで比較しなきやいけない。比較しないとバランスある議論ができないので、どうしても実態を知りたいですと。なので、お願ひできませんでしょうかと。

(青山委員)

福島町は一応町役場だからやった。

(大森座長)

小さいところはできるのです。本人が出してくるのだから。「俺はこんなに働いている。お前らは働いていないから、お前らの給料は低い」と町長が言うのだから、それは簡単にできる。

(岡本委員)

知事は出すと思いますけどね。今、朝の6時か5時半ぐらいからやっているのでしょ。いろいろ職員さんの悲鳴も。

(大森座長)

労働基準法の外で。

(青山委員)

メールか何か出すのですか。

(岡本委員)

いえいえ、打ち合わせ会議を朝の早い時間からやっているというのは、噂で。

(金森委員)

朝からずっとやっています。「今日は6時ぐらいに呼ばれています」という人がいました。

(大森座長)

朝の6時に呼ばれるの？それはやりすぎでしょ。

それは超過勤務手当になるの？ならないのでしょ、朝は。

(岡本委員)

いやいや、時間外でしょ。

(大森座長)

まあ霞が関の連中も、対政党の関係で、朝の6時に現場に行って整えているからね。朝食会をやっているから。だから至るところでいろんなことが行われているのは確かですね。やっぱり知事さんがどういうふうに職務を遂行しているかという、1年間のあたりを知りたいですね。どうすればいいかな。

(岡本委員)

今の知事さんが選挙直後だし、非常に特殊な状況ですよね。平静のアベレージな時じゃないから、それは若干割り引いて考えないといけないと思う。

(大森座長)

1年目は全体を把握するためにいろんなところに出向くことが多いですね、首長は間違いない。

でも、とりあえずはお願いして、内々にお願いできますかと。その役割は事務局長がやりますか。誰がやりますか。

(事務局)

とりあえずは事務局のほうでさせていただきます。公開でやっていただいている調査会で、そういうご意見が出てますので、内々と言うよりもこの調査会の中のご意見ということで。

(大森座長)

可能かどうか打診しろと言われたと言ってください。

(廣瀬委員)

公開されている議事録にこの議論も出るわけですから。

(岡本委員)

そうそう。内々でというわけに行かない。そうでないと職務怠慢になっちゃう。

(大森座長)

非公式も公開でやっている、そういう手法があるということですね。

本日は以上でよろしいですか。

(事務局)

論点整理ということで、また机上に配付をさせていただいたものがあるのですが、まず前回、第2回のところで歴史的なものである、過去のことであることが分かるような形で修文というふうなご指示をいただきました。それが第2回の分でございます。

第3回のところで、その議事録とともに、論点整理ということで事務局で取りまとめた案が出ておりますけれども、これでよろしゅうございますでしょうか。

(大森座長)

これはどういう形で今後生かすかというところがありますので、とりあえずこれで置いていていただき、最終的に点検する必要が出てくるかも知れません。とりあえずこれで。

それでよろしいですか。

では、以上でございます。ありがとうございました。

(終)